

公益社団法人浦和法人会 青年部会 入会申込書

索引

太枠内をご記入後、下記の申込書郵送先へ送付願います。

入会日	年 月 日	公益社団法人浦和法人会青年部会の趣旨に賛同し、入会いたします。 (※)は青年部会手帳に記載いたします。ご了承ください	
フリガナ	ウラワタロウ	入会者印	Eメール アドレス(※)
入会者名 (※)	浦和 太郎		ご記入をお願いいたします。 @
	肩書 代表取締役 氏名		携帯電話 (※)
			生年月日 (※)
			西暦 1995 年 11 月 4 日
フリガナ	カブ ウラワケンセツ	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク
法人名 (※)	(株)浦和建设	代表者	代表取締役 浦和 太郎
住所 (※)	〒 330 - 1234 さいたま市浦和区支部高砂3-17-1	住所 (送付先)	〒 - 左と異なる場合、ご記入ください
電話番号 (※)	048 - 838 - 7755	電話番号	左と異なる場合、ご記入ください
FAX番号 (※)	048 - 838 - 7755	FAX番号	左と異なる場合、ご記入ください
業種 (※)	建設業	紹介者名	(株)〇〇〇〇 △△△△(お名前をご記入下さい)
自社のPR(50文字程度)(※) ご記入をお願いいたします。 ※記載された事項は、「公益社団法人浦和法人会青年部会」の活動においてのみ利用され、作成した名簿は「公益社団法人浦和法人会青年部会会員」にのみ配布することとし、その複製を含め「目的外利用」および「会員ではない第三者への提供」は禁止します。 ☐ 上記、注意事項及び禁止事項に同意します (必ずチェック欄にチェックをお願いいたします。)			

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口まで、お願い致します。

事務局 使用欄	受付日	法人会番号
	・	
	通し番号	
	5 7 8 0	

金融機関確認欄		
年	月	日
金融機関名		
		

申込書 郵送先	公益社団法人浦和法人会 個人情報取扱係
	〒330-0063
	さいたま市浦和区高砂3-17-15
	さいたま商工会議所会館7階
	TEL 048(838)7755 FAX 048(838)7757

.....切り離さずに申込書郵送先に送付願います.....

青年部会

預金口座振替依頼書(金融機関用)

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は別用紙になりますので、浦和法人会までお問い合わせくださいようお願いいたします。
尚、ネット銀行は対応していません。

委託者番号		区分	顧客(集金先)番号		収納代行会社	りそな決済サービス株式会社(旧ファクター)	
3	5	0	6	3	5	1	〒330-9666 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-11 TEL 048-822-2451 さくら浦和ビル
収納企業		公益社団法人浦和法人会青年部会		料金の種類	会費	振替日	5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)
金融機関	銀行コード		支店コード		預金種目	口座番号	
	浦和	銀行 金庫 組合	埼玉	支店	1. 普通預金	1	2 3 4 5 6 7
口座名義	フリガナ	カブ ウラワケンセツ ダイヒョウトリシマリヤク ウラワタロウ				金融機関届出印	金融機関使用欄
	*法人の場合は、会社名・代表者名までご記入ください。 *フリガナのご記入もお願いいたします。					(不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名、預金口座 口座番号、口座名義 3. 印鑑相違 4. その他 () 備考	
株式会社 浦和建设 代表取締役 浦和 太郎							

私は公益社団法人浦和法人会から請求された私名義の上記預金口座から預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から引落すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解除するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときはとくに申出をしない限り貴社はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

検印	印鑑照合	受付印